

「岩手大学博士論文のインターネット公表に関する状況報告書」記入上の注意

1. 学位規則により学位を授与された日から1年以内にその論文の全文をインターネットで公表することが定められています。この状況報告書(様式1)を論文の原稿(PDFファイル)提出に添えて必ず提出してください。
2. 学位論文全文をインターネットで公表するにあたり、著作権等の権利者(共著者、図版・写真等の著作権所有者、出版社等)がいる場合は、あらかじめ許諾を得てください。
3. 著作権等の権利者から許諾が得られなかったなど、論文審査委員会等で全文を公表できない「やむを得ない事由」として認められた場合は、その他の欄にその事由を記入してください。最長で3年間公表を猶予することが認められます。「やむを得ない事由」があるものについては、全文に代えて「論文内容を要約したもの」を公表することになりますので、その場合は、論文の原稿(PDFファイル)提出に添えて「論文内容を要約したもの」(Summary)も提出してください。

なお、全文を公表できない「やむを得ない事由」が解消すれば、速やかに全文を公表します。「やむを得ない事由」の解消時期に関する情報を、下記を参考にわかる範囲(予定を含む)で併記してください。

また、「やむを得ない事由」の状況について1年毎に確認し、変更がなければ博士論文のインターネット公表保留申請書(連大HP掲載)を提出してください。期限(1年の期間終了時)までに提出が無い場合、やむを得ない事由が消滅したものと判断して論文の全文を公表します。なお、3年を超えた時点で自動的に公表されます。
4. 最後に、<大学確認欄>に論文審査委員会主査(主指導教員)の署名・押印のうえ提出してください。

(全文を公表できないやむを得ない事由例)

当該論文に立体形状による表現を含む場合

著作権や個人情報に係る制約がある場合

著作権に係る制約は、権利者からインターネットでの公表について、許諾が得られなかった場合のみ認められます。

(やむを得ない事由が解消できる時期の記入例)
「図版**の著作権者へ許諾申請中」 など

当該論文が出版刊行されている、または出版刊行が予定されている場合

既に図書として出版刊行されている場合は、出版契約等の内容確認が必要です。出版元から「学位論文」のインターネットでの公表が認められなかった場合は、「やむを得ない事由」として認められます。

(やむを得ない事由が解消できる時期の記入例)
「出版社**から出版の 年後にはインターネット公表可との許諾を得た」
「出版社からインターネット公表は不可との回答があったため、事由は解消しない」
など

図書として出版刊行が予定されている場合は、出版後に出版元から「学位論文」のインターネットでの公表が認められるまでの期間が、「やむを得ない事由」として認められます。

(やむを得ない事由が解消できる時期の記入例)

「**社より*年に出版予定」
「出版予定(出版社出版時期未定)」 など

学術雑誌等へ掲載されている、または掲載が予定されている場合

既に学術雑誌等へ掲載されている場合、出版元から学位論文の公開について許諾が得られなかった場合のみ「やむを得ない事由」として認められます。

(やむを得ない事由が解消できる時期の記入例)

「『掲載雑誌名』*巻*号に掲載。
出版指定の公開猶予期間を経過する*年*月より公開可能。」 など

学術雑誌等への掲載が予定されている場合、出版元から学位論文の公開について許諾が得られるまでの期間が「やむを得ない事由」として認められます。

(やむを得ない事由が解消できる時期の記入例)

「『掲載雑誌名』*巻*号に掲載予定。
出版指定の公開猶予期間を経過する*年*月より公開可能。」 など

参考：各出版元の著作権上の方針については、以下などが参考になります。

- ・ SHERPA/RoMEO-Publisher copyright policies & self-archiving
<http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php> (海外出版社、学会)
- ・ Society Copyright Policy in Japan
<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/> (国内学会)

特許を申請している、または申請が予定されている場合

特許申請後未公開の段階である、または申請が予定されている場合、特許の登録要件の新規性(公然知られていないこと)を担保するため、また出願後の戦略上、発明者や出願人の判断でその内容を公表しないことが「やむを得ない事由」として認められます。

特許が登録され「特許公報」が発行された時、もしくは特許出願から1年6月が経過し「公開特許公報」が出された時のいずれか早い時点で原則として「やむを得ない事由」が解消します。

(やむを得ない事由が解消できる時期の記入例)

「公開特許公報予定日：*年*月(*年*月*日特許申請)」 など